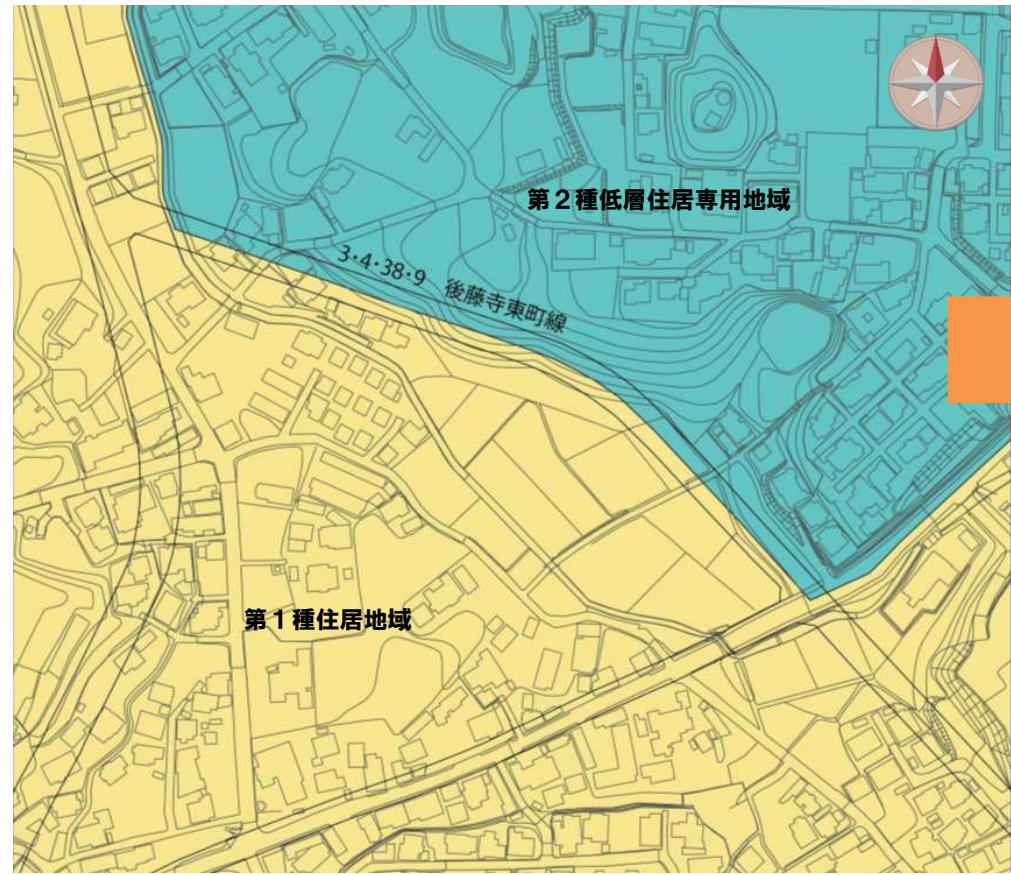


筑豊広域都市計画用途地域の変更（田川市決定）について

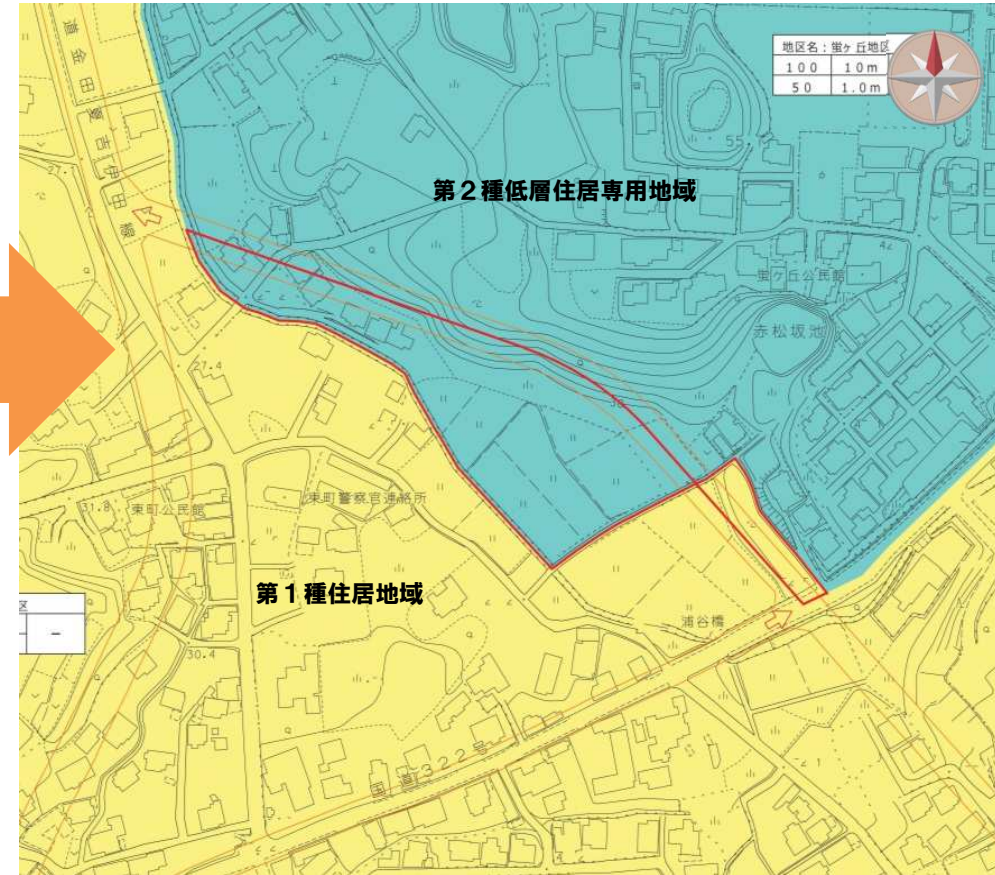
変更前

昭和60年2月に田川市内の用途地域を指定しており、下記の用途地域の境界は都市計画道路の道路法線の中心で定められていた。



変更後

現在、用途地域の境界としている都市計画道路の廃止手続きを行っており、廃止後の境界が曖昧になるため、既設の水路を境界に変更するものである。



用途地域とは・・・

用途の異なる建築物の混在を防止し、住み良いまちづくりを行うため、将来の市街地像と地区ごとの特性に合わせ、12種類の用途地域を指定しています。

<用途地域内の容積率と建ぺい率について>

- 第2種低層住居専用地域
容積率：100% 建蔽率：50%
(最低敷地規模：180㎡ 外壁後退：1.0m)
- 第1種住居地域
容積率：200% 建蔽率：60%

都市計画変更スケジュール(予定)

- 9月 広報誌による原案閲覧のお知らせ
- 10月 原案閲覧
- 11~12月 県との協議(6週間)
- H31.1月 広報誌による案の閲覧のお知らせ
- 1月 案の縦覧・利害関係者意見提出
- 2月 都市計画審議会開催
- 2~3月 県との法定協議(2週間)
- 3月 都市計画(用途地域変更)の決定

<問合せ先>
田川市役所 3階
都市計画課 都市政策係
TEL：0947-44-2000(内線334・335)

第1種住居地域 から 第2種低層住居専用地域 に変わると、建築可能な建物用途の範囲が変わります。

第1種住居地域で住宅・公共施設以外に建築可能な用途は...

カラオケ・パチンコ・劇場等は建築不可

- ・3,000㎡以内の店舗・事務所・ホテル・ボーリング等スポーツ系遊戯施設・畜舎が建築可能
- ・パン・ケーキ・クリーニング等作業場のある店舗や一定規模以下の自動車修理工場等が建築可能
- ・環境を悪化させる恐れが非常に少ない小規模の工場・貯蔵施設が建築可能

第2種低層住居専用地域で住宅・公共施設以外に建築可能な用途は...

- ・主に低層住宅の良好な環境を守る地域
- ・150㎡以内の一定の店舗、飲食店等が建築可能
- ・老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等が建築可能